

2025年度
生徒手帳



雲外蒼天
～限界のその先へ～

長野県
下諏訪向陽高等学校
生徒自治会

下諏訪向陽高等学校 校歌

活氣をもって

大岡 信 作詞
廣瀬量平 作曲

はるのとまりーのみずーうみに
せんのかがみのきらめきよこだ
かきおかのまなびやにかぜふ一きおこれじしゆ
のかぜああしもすわこうようこうこう
ああ風吹きおこれ別れては会う空の道
たとえば雲に翔ぶ鳥の結ぶ三年の友頃は
ああ風吹きおこれ青葉がくれの承知川
とおきいにしえ御射山につどう人らを潔めたる
下諏訪向陽高校千の鏡のきらめきよ春の泊りのみずうみに
小高き丘の学び舎に風吹きおこれ自主の風
下諏訪向陽高校

長野県下諏訪向陽高等学校校歌

大岡信 作詞
廣瀬量平 作曲

春の泊りのみずうみに
千の鏡のきらめきよ
小高き丘の学び舎に
風吹きおこれ自主の風
ああ下諏訪向陽高校

丘の上から眺める諏訪湖の湖面に
向陽生(千人)の心に刻まれた
一つ一つの想いが
鏡に映し出されるように
きらめいている
小高き丘の上に建つ下諏訪向陽高校に
新たな風が吹きおこる
それは「自主」という名の風である

古より諏訪大社(神)が
祀られた御射山
そこに集まった諏訪の民
彼らの末裔たる向陽生である
新緑の青葉の中に見え隠れする承知川
その清らかな水が
向陽生の心を浄めている
夏の蒼風はまさに
「創造」という名の風である

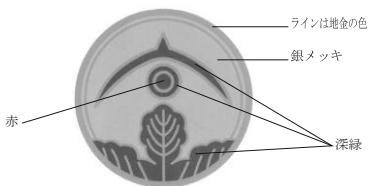
とおさあさいにしえ御射山に
つどう人々を潔したる
青葉の葉がくれの承知川
風吹きおこれ創立の
ああ下諏訪向陽高校

向陽高校での出会いと三年間の友誼を
大空を飛び交う鳥たちの航路が
空で交差するほんの一瞬に
たとえている
広い世界の中で
この地に集まった偶然と運命
三年という長さも人生も
歴史の流れの中では
ほんの一瞬にすぎない そして
ほんの一瞬交差した運命は
再び大空に別れていくせつなくも
かけがえのない時間を表現している
卒業し新たな風を吹きおこしていく
若人たちと向陽高校の未来に
「光あれ」と願っている

結ぶ三年の友頃は
たとえば雲に翔ぶ鳥の
別れては会う空の道
風吹きおこれ見あれ
ああ下諏訪向陽高校

現代音楽の巨匠であった廣瀬量平先生がシンプルで明るく、元気に満ちた楽曲を提供し、現代詩歌の代表者である大岡信先生が親しみやすい七五調のリズムに素敵な詞を載せている。
最高のスタッフによって作り上げられた素晴らしい校歌である。
※上記の校歌の字は大岡信先生が実際に書かれた字である。

校 章 デザイン 笠井 治 氏



「創造」の精神 外正円は「和」を象徴し、中心小円の太陽によって発達・発展するオーガニックな物体を象徴する。

①下辺は諏訪大社にちなむ「桙の葉」(『日本紋章大鑑』により、品格の高い図柄を選定した)。

②上部は「向」の字の篆書体をもととして図案化した。また「鳥」を表し「自主・意欲・創造」の校訓を象徴する。

③中心の小円は、「陽」すなわち太陽の象徴である。

(注 意)

1 円型としたのは、激しい運動の時にも引っかかるないよう機能性に配慮したためである。

2 配色について 夏服の時には、赤と緑が目立つように冬服の時には、地の銀色がバックグラウンドになって文様が引き立つように、それぞれ、配慮した。

3 色は、深み・厚みのある色を選んで指定した。

施設の概要

(1) 所在地

長野県諏訪郡下諏訪町 7401 番地

郵便番号 393-0025

東経 138 度 06 分 17 秒 北緯 36 度 04 分 28 秒 標高 887.01m (職員玄関前)

(2) 電話・FAX 電話 0266 (28) 7582・7583 FAX 0266 (26) 1021

(3) 校地面積 62,142 平方メートル (18,795 坪)

(4) 建物延面積

北校舎棟	鉄筋コンクリート 4 階	3,823 m ²
南校舎・図書館棟	鉄筋コンクリート 3 階	3,033 m ²
大体育館	鉄骨鉄筋コンクリート 2 階	1,945 m ²
小体育館・音楽室・格技室	鉄骨鉄筋コンクリート 2 階	1,390 m ²
プール更衣室	コンクリートブロック	67 m ²
合宿所(「蒼風学寮」)	鉄骨 2 階	235 m ²
文化系クラブ練習室	コンクリートブロック	66 m ²
部室	コンクリートブロック 2 階 2 棟	666 m ²
屋外便所	コンクリートブロック 2 棟	57 m ²
受水槽 鉄筋	コンクリート	89 m ²
電気室・ブロア室鉄筋	コンクリート	37 m ²
機械室	コンクリートブロック	45 m ²
倉庫	鉄骨 2 階	90 m ²
仮設教室(更衣室)	鉄骨 2 階	194 m ²
身体障害者用便所		5 m ²
仮設便所		15 m ²
グラウンド器具庫		30 m ²
工作物	自転車置場 鉄骨・カラー折板	4ヶ所
弓道場	鉄筋・カラー鉄版	
(5) 運動場		
第1運動場	18,766 m ²	
第2運動場	7,675 m ²	

校訓
自主 意欲 創造

昭和 55 年 初代学校長 宮沢 秀治 先生

【校訓の由来】

本校設立に当たり、ただ単に生徒増に伴う対策というのではなく、俗に四無主義などといわれる県下高校生の現状を幾分なりとも改善し、もって地域の人々の熱望に応えるため、三つの校訓を掲げて指針とする事にした。

第一の「自主」は、自らの考えを持ち、他の意見を聴きつつ、逐次自己を確立することである。

また、多数の中に埋没して自己を見失う傾向を打破することを願っている。

第二の「意欲」は、学業にせよ、特別活動にせよ、趣味にせよ、少なくとも何か一つのこと集中することを示す。

とかく何事にも無関心な傾向は、とくに若い世代の取るべき道ではないことを願っている。

第三の「創造」は、「自主」・「意欲」のもと、更に理想に向かって前進することである。

退歩的な思考・行動を戒め、生氣澆刺とした学園の建設を願っている。

ともあれ、生徒諸君が、とくに派手なことはなくとも、内に烈々たる気迫を持ち、我が道を模索・追究し、特色ある向陽高校を樹立すべく努力することを心から願っている次第である。

学校運営の方針

知・徳・体の可能性の開発とその調和ある発展

教育目標

- 1 高い進学目標を掲げ、一般入試に対応できる学力を身につけながら、個に応じた進路実現ができる学校を目指す。
- 2 学習活動と課外活動をともに重視した高校生活と、それを支える基本的生活習慣と豊かな人間性の確立を目指す。(文武両道と生活指導の充実)
- 3 地域との交流・連携事業を積極的に推進し、地域と協働する高校を目指す。

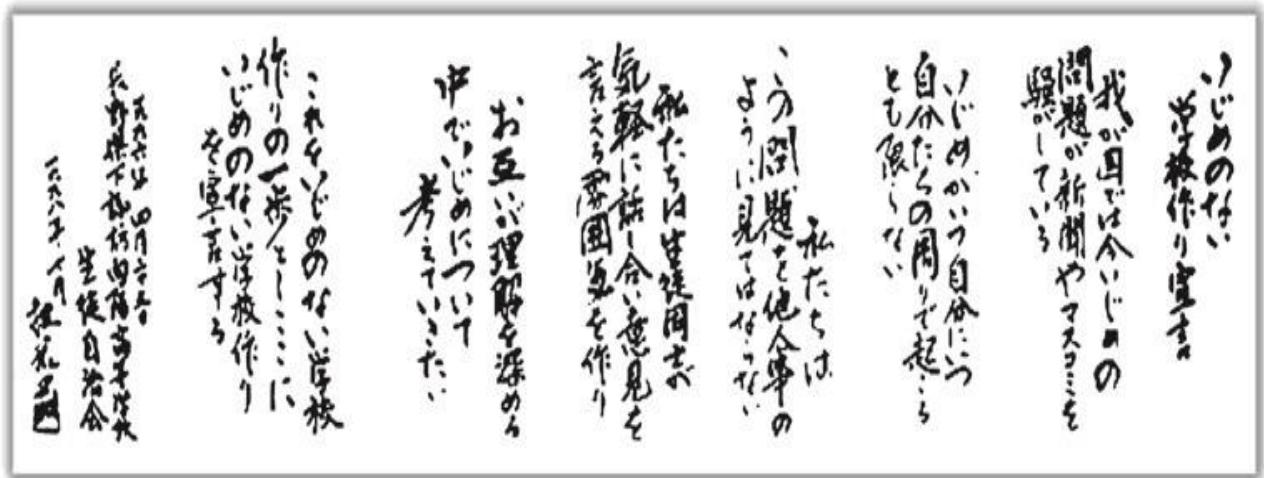
指導の重点

1 学習面

- (1) 基礎的・基本的事項の徹底的な理解
- (2) 多様な科目の設定による、能力・適性・進路・興味・関心に即した指導
- (3) 教育機器の活用や、図書館の利用等による指導法の改善

2 生活面

- (1) 師弟同行による心の交流の促進
- (2) 責任ある言動と気品ある態度の育成
- (3) 冷静な判断力と不退転の意志力の形成
- (4) 厳しさの中にも温かさのある人間関係の樹立



いじめのない学校づくり宣言

いじめのない学校作り宣言 我が国では今いじめの問題が新聞やマスコミを騒がしている。
いじめがいつ自分たちの周りで起こるとも限らない。
私たちは、この問題を他人事のように見てはならない。
私たちは生徒同士が気軽に話し合い意見を言える雰囲気を作り、お互いが理解を深める中でいじめについて考えていきたい。
これをいじめのない学校づくりの一歩としこにいじめのない学校作りを宣言する。

1996年4月25日長野県下諏訪向陽高等学校生徒自治会

下諏訪向陽高校には、「いじめのない学校づくり宣言」という宣言があります。

これは、1996年和田貴樹会長を中心に生徒自治会によって宣言されました。この宣言についての詳しい経緯については残されていませんが、「いじめのない学校づくり宣言」は、生徒たち自身が考え、作られたものだといいます。以来、この宣言は下諏訪向陽高校の大事な生徒自治事業の一つとして引き継がれています。

いじめが原因による不登校、引きこもり、自殺などが多々発生している現代社会。これらは、自分たちの身近で起きてしまってもおかしくはないことです。しかし実際は、どこか他人事のように感じている人がほとんどだと思います。

向陽高校では毎年、生徒自治会によって「いじめのない学校づくり」を宣言するための、生徒による署名活動などが行われています。この活動は私たちに、普段考えることのない「いじめ」と向き合い、考える機会を与えてくれています。人は皆それぞれ違っています。学校のように集団で生活していく中では、意見の食い違いや性格の不一致などといった問題が起きることは当たり前のことであり、仕方のないことだと思います。しかし、その問題が「いじめ」につながってはいけないです。様々なトラブルの起きる集団生活の中でも、向陽高校は誰もが過ごしやすく、楽しい学校生活を送ることができる環境でなければなりません。

向陽高校がよりよい学校になっていくためにも、今後もこの宣言を引き継いでいってほしいです。そして、「いじめ」による事件がなくなり、向陽高校に限らず、快適で過ごしやすい世の中をつくっていきましょう。

日 課 時 間 割

■ 通常 6 時間授業

S H R	8 : 45～8 : 55
第 1 時 限	9 : 05～9 : 55
第 2 時 限	10 : 05～10 : 55
第 3 時 限	11 : 05～11 : 55
第 4 時 限	12 : 05～12 : 55
昼 食	12 : 55～13 : 35
第 5 時 限	13 : 35～14 : 25
第 6 時 限	14 : 35～15 : 25
清掃・帰りの会	15 : 30～15 : 50
下 校	17 : 00

■ 考査時の日課【第3時限の場合】

S H R	8 : 45～8 : 55
第 1 時 限	9 : 05～9 : 55
第 2 時 限	10 : 10～11 : 00
第 3 時 限	11 : 15～12 : 05
清掃・帰りの会	12 : 10～12 : 30

■ 考査時の日課【第4時限の場合】

S H R	8 : 45～8 : 55
第 1 時 限	9 : 05～9 : 55
第 2 時 限	10 : 10～11 : 00
第 3 時 限	11 : 15～12 : 05
昼 食	12 : 05～12 : 45
第 4 時 限	12 : 45～13 : 35
清掃・帰りの会	13 : 40～14 : 00

■ 保護者懇談などの3時間授業の場合

S H R	8 : 45～8 : 55
第 1 時 限	9 : 05～9 : 55
第 2 時 限	10 : 05～10 : 55
第 3 時 限	11 : 05～11 : 55
清掃・帰りの会	11 : 55～12 : 15

目 次		
<u>校 章</u>	2 <u>施設の概要</u>	3
<u>校訓・方針・教育目標・指導の重点</u>	4 <u>いじめのない学校作り宣言</u>	5
<u>日課時間割</u>	6 <u>目 次</u>	7
<u>本校のあゆみ</u>	7 <u>歴代校長</u>	13
<u>歴代生徒自治会長</u>	13 <u>生徒自治会組織図</u>	14
<u>生徒自治会会則</u>	14 <u>生徒総会細則</u>	18
<u>代議員会細則</u>	19 <u>執行委員会細則</u>	19
<u>諸 規 定</u>	20 <u>生徒心得</u>	24
<u>慶弔規定</u>	28 <u>原付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許取得</u>	
<u>及び使用の規定</u>	28 <u>諸届・諸証明について</u>	30
<u>制服について</u>	31 <u>図書館利用について</u>	32
<u>保健室利用について</u>	33 <u>災害共済給付について</u>	34
<u>奨学制度</u>	34 <u>同窓会規約</u>	35
<u>ひとりでなやまないで</u>	37	

本校のあゆみ

昭和 53. 2. 9 県教育委員会定例会議において、下諏訪町に高校新設を決定

- 54. 11. 1 長野県下諏訪向陽高等学校設置校長 宮沢秀治
- 55. 4. 10 第1回入学式挙行 (264名入学)
- 5. 23 開校式挙行下諏訪町より寄贈の小体育館ステージ用緞帳一式披露
- 7. 5 生徒会設立総会 (会則等承認)
- 7. 12 生徒会役員選挙 初代会長に牛山昌彦当選
- 10. 30~31 非公開の校内文化祭開催
- 56. 2月末 校門完成 校名の揮毫は教頭 伊藤稔先生
- 4. 4 第2回入学式挙行 (271名入学)
- 9. 5~6 第2回文化祭を、本校生の家族にのみ公開の半公開の形で開催
- 9. 25 プール竣工検査。9月30日水泳部初泳ぎ
- 10. 7 第2代会長に飯田和佳当選
- 57. 3. 29 部室棟完成引渡し
- 4. 3 第3回入学式挙行 (226名入学)
- 7. 23~26 向陽祭開催
- 9. 18 第3代会長に原田正樹当選
- 58. 3. 8 第1回卒業式挙行 (258名卒業)
- 4. 1 第2代校長平林太尾先生就任
- 4. 5 第4回入学式挙行 (360名入学)

7. 18 第4代会長に大橋好成当選
8. 26～29 第2回向陽祭開催
9. 18 文化講演会 作家三木 卓氏「青春をいかに生きるか」について講演
- 昭和 59. 3. 6 第2回卒業式挙行 (269名卒業)
3. 31 クラブ練習室合宿所竣工
4. 5 第5回入学式挙行 (361名入学)
7. 14～16 第3回向陽祭開催
9. 第5代会長に渡辺慎当選
60. 3. 7 第3回卒業式挙行 (214名卒業)
4. 1 第3代校長小松一信先生就任
4. 5 第6回入学式挙行 (317名入学)
7. 13～15 第4回向陽祭開催
9. 24 第6代会長に林秀樹当選
61. 3. 7 第4回卒業式挙行 (342名卒業)
4. 5 第7回入学式挙行 (362名入学)
7. 12～15 第5回向陽祭開催
9. 11 第7代会長に望月諭当選
62. 3. 7 第5回卒業式挙行 (358名卒業)
4. 6 第8回入学式挙行 (364名入学)
7. 17～10 第6回向陽祭開催
9. 第8代会長に石毛洋当選
63. 3. 7 第6回卒業式挙行 (310名卒業)
4. 1 第4代校長石川進先生就任
4. 6 第9回入学式挙行 (363名入学)
7. 8～11 第7回向陽祭開催
9. 16 第9代会長に油井康孝当選
- 平成 1. 3. 8 第7回卒業式挙行 (353名卒業)
4. 1 第5代校長上平慶治先生就任
4. 6 第10回入学式挙行 (398名入学)
7. 14～16 第8回向陽祭開催
9. 18 第10代会長に河内哲治当選
2. 3. 7 第8回卒業式挙行 (356名卒業)
4. 6 第11回入学式挙行 (405名入学)
7. 13～15 第9回向陽祭開催
9. 10 第11代会長に小口正當選
10. 28 創立10周年記念式典挙行
3. 3. 7 第9回卒業式挙行 (355名卒業)
4. 1 第6代校長平島佐一先生就任
4. 5 第12回入学式挙行 (360名入学)
7. 12～14 第10回向陽祭開催
9. 第12代会長和田貴樹当選
4. 3. 6 第10回卒業式挙行 (380名卒業)
4. 6 第13回入学式挙行 (315名入学)
7. 10～12 第11回向陽祭開催

12. 第 13 代会長林宏明当選
- 平成 5. 3. 5 第 11 回卒業式挙行 (399 名卒業)
4. 1 第 7 代校長中山源司先生就任
4. 6 第 14 回入学式挙行 (320 名入学) 40 人学級施行
7. 9～11 第 12 回向陽祭開催
10. 第 14 代会長藤森賢吾当選
6. 3. 5 第 12 回卒業式挙行 (353 名卒業)
4. 6 第 15 回入学式挙行 (322 名入学)
7. 9～11 第 13 回向陽祭開催
10. 第 15 代会長中谷大介当選
7. 3. 7 第 13 回卒業式挙行 (313 名卒業)
4. 6 第 16 回入学式挙行 (283 名入学)
7. 8～10 第 14 回向陽祭開催
10. 第 16 代会長田中恵介当選
8. 3. 6 第 14 回卒業式挙行 (316 名卒業)
4. 1 第 8 代校長名取孝三先生就任
4. 6 第 17 回入学式挙行 (280 名入学)
7. 13～15 第 15 回向陽祭開催
10. 第 17 代会長野澤寛史当選
9. 3. 7 第 15 回卒業式挙行 (316 名卒業)
4. 7 第 18 回入学式挙行 (241 名入学)
7. 18～20 第 16 回向陽祭開催
10. 第 18 代会長齊藤健一当選
10. 3. 7 第 16 回卒業式挙行 (276 名卒業)
4. 1 第 9 代校長笠原伸二先生就任
4. 7 第 19 回入学式挙行 (246 名入学)
7. 17～19 第 17 回向陽祭開催
10. 第 19 代会長市岡一夫当選
11. 3. 6 第 17 回卒業式挙行 (272 名卒業)
4. 7 第 20 回入学式挙行 (246 名入学)
7. 16～18 第 18 回向陽祭開催
10. 第 20 代会長田中大介当選
12. 3. 4 第 18 回卒業式挙行
4. 1 第 10 代校長塚田紀昭先生就任
4. 6 第 21 回入学式挙行 (281 名入学)
7. 15～17 第 19 回向陽祭開催
10. 第 21 代会長竹内和也当選
13. 3. 3 第 19 回卒業式挙行 (238 名卒業)
4. 6 第 22 回入学式挙行 (244 名入学)
7. 14～16 第 20 回向陽祭開催
10. 第 22 代会長宮坂大希当
14. 3. 2 第 20 回卒業式挙行 (236 名卒業)
4. 1 第 11 代校長宮本照子先生就任
4. 5 第 23 回入学式挙行 (240 名入学)

7. 13～15 第 21 回向陽祭開催
10. 第 23 代会長野竹信哉当選
- 平成 15. 3～7 第 21 回卒業式挙行 (268 名卒業)
4. 5 第 24 回入学式挙行 (236 名入学)
7. 19～21 第 22 回向陽祭開催
10. 第 24 代会長柳澤左門当選
16. 3. 6 第 22 回卒業式挙行 (229 名卒業)
4. 6 第 25 回入学式挙行 (201 名入学)
7. 10～12 第 23 回向陽祭開催
10. 第 25 代会長岩垂隆利当選
17. 3. 5 第 23 回卒業式挙行 (229 名卒業)
4. 1 第 12 代校長佐久信雄先生就任
4. 6 第 26 回入学式挙行 (176 名入学)
7. 15～17 第 24 回向陽祭開催
10. 第 26 代会長南澤秀憲当選
18. 3. 4 第 24 回卒業式挙行 (227 名卒業)
4. 6 第 27 回入学式挙行 (196 名入学)
7. 14～16 第 25 回向陽祭開催
10. 第 27 代会長小松美晴当選
19. 3. 3 第 25 回卒業式挙行 (188 名卒業)
4. 1 第 13 代校長黒河内哲夫先生就任
4. 5 第 28 回入学式挙行 (203 名入学)
7. 13～15 第 26 回向陽祭開催
10. 第 28 代会長伊藤礁当選
20. 3. 5 第 26 回卒業式挙行 (166 名卒業)
4. 4 第 29 回入学式挙行 (200 名入学)
7. 11～13 第 27 回向陽祭開催
10. 第 29 代会長武居桃子当選
21. 3. 6 第 27 回卒業式挙行 (187 名卒業)
4. 1 第 14 代校長小林義昌先生就任
4. 7 第 30 回入学式挙行 (204 名入学)
7. 9～11 第 28 回向陽祭開催
10. 第 30 代会長両角奈津実当選
22. 3. 5 第 28 回卒業式挙行 (199 名卒業)
4. 6 第 31 回入学式挙行 (204 名入学)
7. 8～10 第 29 回向陽祭開催
10. 第 31 代会長安藤獎平当選
23. 3. 5 第 29 回卒業式挙行 (195 名卒業)
4. 6 第 32 回入学式挙行 (197 名入学)
7. 14～16 第 30 回向陽祭開催
10. 第 32 代会長上田圭佑当選
24. 3. 3 第 30 回卒業式挙行 (196 名卒業)
4. 1 第 15 代校長 宮坂利典先生就任
4. 6 第 33 回入学式挙行 (185 名入学)

7. 12～14 第31回向陽祭開催
10. 第33代会長伊藤真臣当選
- 平成 25. 3. 4 第31回卒業式挙行（194名卒業）
4. 1 第16代校長 篠原康広先生就任
4. 5 第34回入学式挙行（201名入学）
7. 4～6 第32回向陽祭開催
10. 第34代会長高橋幸江当選
26. 3. 4 第32回卒業式挙行（188名卒業）
4. 5 第35回入学式挙行（203名入学）
7. 10～12 第33回向陽祭開催
10. 第35代会長奥出清美当選
27. 3. 3 第33回卒業式挙行（183名卒業）
4. 7 第36回入学式挙行（203名入学）
7. 9～11 第34回向陽祭開催
10. 第36代会長池田凌馬当選
28. 3. 4 第34回卒業式挙行（196名卒業）
4. 1 第17代校長 山崎宏先生就任
4. 7 第37回入学式挙行（200名入学）
7. 7～10 第35回向陽祭開催
10. 第37代会長小川綾香当選
29. 3. 3 第35回卒業式挙行（197名卒業）
4. 7 第38回入学式挙行（202名入学）
7. 6～9 第36回向陽祭開催
10. 第38代会長中村春菜当選
30. 3. 2 第36回卒業式挙行（201名卒業）
4. 5 第39回入学式挙行（201名入学）
7. 5～8 第37回向陽祭開催
10. 第39代会長中村紫音当選
31. 3. 1 第37回卒業式挙行（193名卒業）
4. 1 第18代校長 八角裕之先生就任
4. 5 第40回入学式挙行（185名入学）
- 令和 1. 7. 4～6 第38回向陽祭開催
10. 第40代会長牛山亮太当選
2. 3. 5 第38回卒業式挙行（199名卒業）
4. 7 第41回入学式挙行（171名入学）
9. 3 第41代会長原優菜当選
9. 24～25 向陽FES2020 開催（向陽祭代替行事）
3. 3. 4 第39回卒業式挙行（197名卒業）
4. 7 第42回入学式挙行（172名入学）
7. 1～3 第40回向陽祭開催
9. 16 第42代会長植松心希当選
4. 3. 3 第40回卒業式挙行（174名卒業）
4. 1 第19代校長 召田誠先生就任
4. 6 第43回入学式挙行（190名入学）

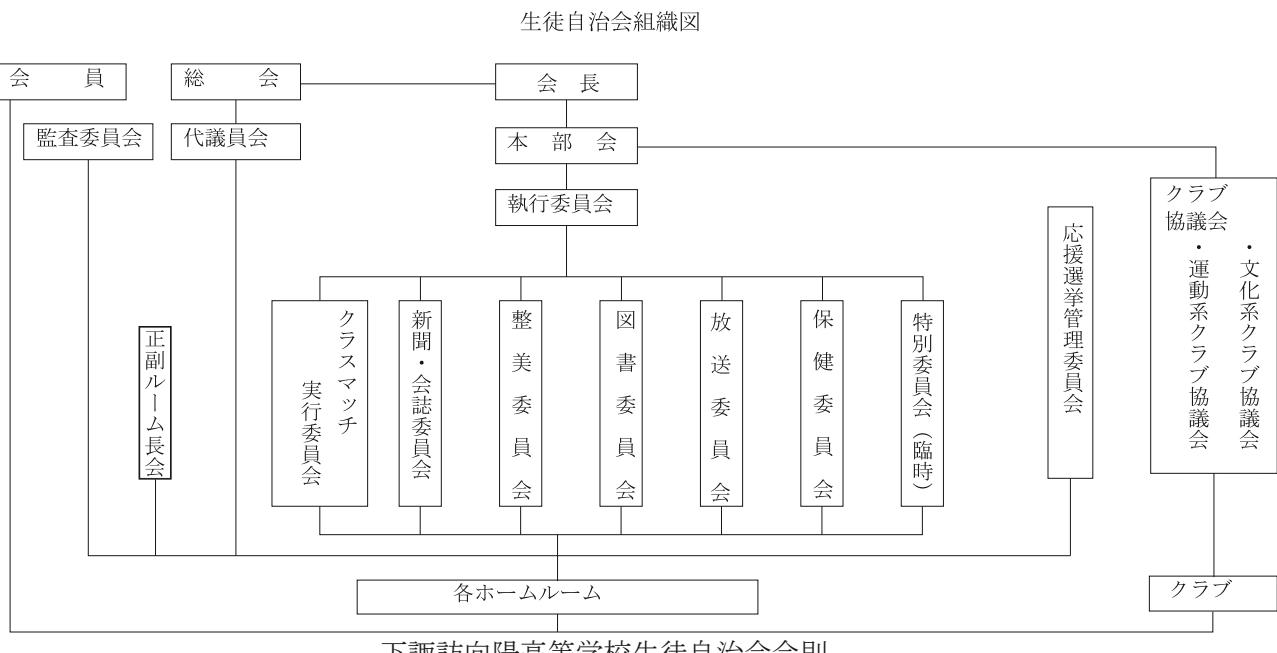
- 6. 30～7. 2 第41回向陽祭開催
- 9. 1 第43代会長利根川俊哉当選
- 5. 3. 2 第41回卒業式挙行（166名卒業）
- 4. 1 第20代校長 三輪元子先生就任
- 4. 5 第44回入学式挙行（143名入学）
- 7. 6～9 第42回向陽祭開催
- 8. 31 第44代会長唐澤蒼太当選
- 6. 3. 1 第42回卒業式挙行（161名卒業）
- 4. 4 第45回入学式挙行（177名入学）
- 7. 7～9 第43回向陽祭開催
- 9. 5 第45代会長花岡良祐当選
- 7. 3. 4 第43回卒業式挙行（178名卒業）
- 4. 1 第21代校長 村松史貴先生就任
- 4. 7 第45回入学式挙行（141名入学）

歴代学校長

代	氏名	着任年月日	退任年月日	在職年数
1	宮澤 秀治	1979. 11. 1	1983. 3. 31	3. 5
2	平林 太尾	1983. 4. 1	1985. 3. 31	2
3	小松 一信	1985. 4. 1	1988. 3. 31	3
4	石川 進	1988. 4. 1	1989. 3. 31	1
5	上平 慶治	1989. 4. 1	1991. 3. 31	2
6	平島 佐一	1991. 4. 1	1993. 3. 31	2
7	中山 源司	1993. 4. 1	1996. 3. 31	3
8	名取 孝三	1996. 4. 1	1998. 3. 31	2
9	笠原 伸二	1998. 4. 1	2000. 3. 31	2
10	塚田 紀昭	2000. 4. 1	2002. 3. 31	2
11	宮本 照子	2002. 4. 1	2005. 3. 31	3
12	佐久 信雄	2005. 4. 1	2007. 3. 31	2
13	黒河内哲夫	2007. 4. 1	2009. 3. 31	2
14	小林 義昌	2009. 4. 1	2012. 3. 31	3
15	宮坂 利典	2012. 4. 1	2013. 3. 31	1
16	篠原 康広	2013. 4. 1	2016. 3. 31	3
17	山崎 宏	2016. 4. 1	2019. 3. 31	3
18	八角 裕之	2019. 4. 1	2022. 3. 31	3
19	召田 誠	2022. 4. 1	2023. 3. 31	1
20	三輪 元子	2023. 4. 1	2025. 3. 31	2
21	村松 史貴	2025. 4. 1		

歴代生徒自治会長

代	氏名	代	氏名	代	氏名	代	氏名
1	牛山 雅彦	13	林 宏明	25	岩垂 隆利	37	小川 綾香
2	飯田 和佳	14	藤森 賢吾	26	南澤 秀憲	38	中村 春菜
3	原田 正樹	15	中谷 大介	27	小松 美晴	39	中村 紫音
4	大橋 好成	16	田中 恵介	28	伊藤 礁	40	牛山 亮太
5	渡辺 慎	17	野澤 寛史	29	武居 桃子	41	原 優菜
6	林 秀樹	18	斎藤 健一	30	両角奈津実	42	植松 心希
7	望月 諭	19	市岡 一夫	31	安藤 獨平	43	利根川俊哉
8	石毛 洋	20	田中 大介	32	上田 圭佑	44	唐澤 蒼太
9	油井 康孝	21	竹内 和也	33	伊藤 真臣	45	花岡 良祐
10	河内 哲治	22	宮坂 大希	34	高橋 幸江		
11	小口 正	23	野竹 信哉	35	奥出 清美		
12	和田 貴樹	24	柳澤 左門	36	池田 凌馬		



下諏訪向陽高等学校生徒自治会会則

第1章 総 則

第1条 この会は長野県下諏訪向陽高等学校生徒自治会と称する。(以下本会と呼ぶ)

第2条 本会は本校に在籍する全生徒を会員とし、職員を賛助会員とする。

第3条 本会は、本校の教育目標に基づき会員の心身の健全な向上と会員相互の親睦をはかり、学校生活を充実させることを目的とする。

第4条 本会会員は次の権利を有する。

- 1 選挙権・被選挙権・被任命権発案権・リコール権
- 2 生徒会活動の内容に関して知る権利
- 3 すべての会議を傍聴する権利

第5条 本会会員は次の義務を有する。

- 1 本会諸活動に参加する義務
- 2 本会会費納入の義務
- 3 本会会則を尊重し擁護する義務

第6条 本会は4月1日から翌年3月31日までを会期とする。なお4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とする。

第2章 組 織

第7条 本会はその目的を達成するために次の組織をおく。

(議決機関)

1 生徒総会

2 代議員会

(執行機関)

1 本部会

2 執行委員会

3 専門委員会

整美委員会・保健委員会・新聞・会誌委員会・放送委員会・図書委員会・クラスマッチ実行委員会

- 4 特別委員会
(監査機関)
 - 1 監査委員会
(管理機関)
 - 1 応援選挙管理委員会
(特別機関)
 - 1 正副ルーム長会
 - 2 クラブ協議会
 - (活動の基盤となる組織)
 - 1 ホームルーム
 - 2 クラブ

第3章 役 員

第8条 本会は次の役員をおく。

- 1 全会員の選挙により選出される役員会長 1名・副会長 2名・代議員会議長 1名・同副議長 2名・監査委員長 1名・同副委員長 1名
- 2 会長の指名により生徒総会で承認を必要とする役員
 - 本部会会計若干名・書記若干名・庶務若干名・専門委員長各 1名・応援選挙管理委員長 1名・同副委員長 1名
 - 3 委員長の指名により生徒総会で承認を必要とする役員
監査委員若干名
 - 4 委員に互選され代議員会で承認を必要とする役員
応援選挙管理委員長 1名・同副委員長 1名

第9条 役員の任期

正副会長・正副議長・正副監査委員長・監査委員・正副応援選挙管理委員長・専門委員長・本部会会計・書記・庶務の任期は 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日までとする。ただし、生徒会役員選挙の順延などによって役員の任期を延長しなければならない場合は、代議員会の承認を得ることによって役員の任期を延長することができる。

第4章 議 決 機 関

第1節 生徒総会

第10条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第11条 生徒総会は定期総会と臨時総会の 2つとし、定期総会は、4月と9月に開き代議員会が招集する。

第12条 臨時総会は次の場合、代議員会が招集する。

- 1 会長が必要と認めた場合
- 2 代議員会が必要と認めた場合
- 3 全会員の 3 分の 1 以上の要求のあった場合

第13条 生徒総会は、前期は会員の 3 分の 2 以上、後期は会員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第14条 生徒総会は次の事項を議決する。

- 1 活動計画・活動報告の承認
- 2 予算・決算の承認

- 3 役員の承認
- 4 会則の変更
- 5 その他、全会員の直接討議を要する案件

第15条 生徒総会の正副議長は、代議員会がこれを指名し、総会の承認を得る。

第2節 代議員会

第16条 代議員会は総会に次ぐ議決機関である。

第17条 代議員会は全会員から選出された正副議長と各ホームルームのルーム長、副ルーム長による代議員によって構成される。

第18条 代議員会は年2回の定例会を原則とする。但し、議長は必要に応じて代議委員会を招集することができる。

第19条 代議員会は、前期は全議員の3分の2以上、後期は全議員の2分の1以上の出席で成立し出席議員の過半数の賛成により議決する。

第20条 代議員会は次の事項を行う。

- 1 活動計画・報告の審議
- 2 予算・決算の審議
- 3 補正・暫定予算・臨時会費の決定
- 4 会則の疑義決定及び変更の審議
- 5 細則・規定・内規の決定
- 6 特別委員会の設置の決定
- 7 各種行事の審議の決定
- 8 総会より付託された事項
- 9 その他の必要事項

第5章 執行機関

第1節 正副会长

第21条 会長は本会を代表してその会務を総理する。

第22条 会長は緊急事項の処理執行にあたることができる。ただし後日代議員会へ報告しなければならない。

第23条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第2節 本部会

第24条 本部会は、正副会长・会計・書記・庶務により構成される。

第25条 本部会は会長の任務を補佐し、次の事項を行う。

- 1 会務の執行
- 2 総会、代議員会、執行委員会、他の組織に提案する議案の作成
- 3 会費の出納事務、会計書類の保管
- 4 記録および書類の保管

第3節 執行委員会

第26条 執行委員会は、正副会长・会計・書記・庶務・各専門委員長により構成される。

第27条 正副執行委員長は、正副会长がこれにあたる。

第28条 執行委員会は、月2回の定例会を原則とする。また委員長が必要と認めた場合は臨時会をもつことができる。

第29条 執行委員会は、会長の任務を分担し会務の執行にあたる。

第4節 専門委員会

第30条 整美委員会は、委員長・副委員長と各ホームルームより選出された男女各1名の委員（どちらか1名継続することが望ましい）により構成され、校舎内外の整備・清掃の管理を行い美化につとめる。

第31条 保健委員会は、委員長・副委員長と各ホームルームより選出された男女各1名の委員（どちらか1名継続することが望ましい）により構成され、会員の保健衛生の向上につとめる。

第32条 新聞・会誌委員会は、委員長・副委員長と各ホームルームより選出された2名の委員（どちらか1名継続することが望ましい）により構成され、生徒会新聞・生徒会誌「千鏡」を編集・発行する。

第33条 放送委員会は、委員長・副委員長と各ホームルームより選出された2名の委員（どちらか1名継続することが望ましい）により構成され、学校放送の企画・運営にあたる。

第34条 図書委員会は、委員長・副委員長と各ホームルームより選出された2名の委員（どちらか1名継続することが望ましい）により構成され、図書館活動を通じて学校図書館の運営に協力する。

第35条 クラスマッチ実行委員会は、委員長・副委員長と、各ホームルームより選出された2名の委員（どちらか1名継続することが望ましい）により構成され、クラスマッチの企画・運営にあたる。

第5節 特別委員会

第36条 特別委員会は、代議員会の承認により、必要とする期間設置される。

第37条 特別委員会の正副委員長の選出・構成は代議員会で決定する。

第6章 監査機関

第38条 監査委員会は、全会員の選挙によって選出された正副委員長と同委員長、および総会で承認された委員により構成される。

第39条 監査委員会は、本会のすべての活動を監査し、その内容を公表する。

第40条 監査委員会は、監査の結果に基づき、必要と認められる組織に対して勧告を発することができる。また、監査の結果および勧告の内容は代議員会に報告する。

第7章 管理機関

第1節 応援選挙管理委員会

第41条 応援選挙管理委員会は、各ホームルーム2名の委員により構成される。

第42条 応援選挙管理委員会は正副会長・正副議長・正副監査委員長・向陽祭総長の選挙の管理を行う。

第43条 応援選挙管理委員会は、民主的な応援活動を推進する。

第8章 特別機関

第1節 正副ルーム長会

第44条 正副ルーム長会は、1学年正副ルーム長会、2学年正副ルーム長会、3学年正副ルーム長会からなり、各学年の代議員により構成され、学年に必要な事項を協議する。

第2節 クラブ協議会

第45条 クラブ協議会は、文化系クラブ協議会、運動系クラブ協議会からなり、各クラブ長により構成され、クラブ活動を管理統括するとともにその向上をはかる。

第46条 文化系クラブ協議会は、各文化系クラブ長により構成され、文化系クラブを管理統括するとともにその向上をはかる。正副会長は互選され会長がこれを招集する。

第47条 運動系クラブ協議会は、各運動系クラブ長により構成され、運動系クラブを管理統括するとともにその向上をはかる。正副会長は互選され会長がこれを招集する。

第9章 活動の基盤となる組織

第1節 ホームルーム

第48条 ホームルームは、次の事項を行う。

- 1 正副ホームルーム長の選出
- 2 生徒会委員の選出
- 3 生徒会各委員会への提案事項、決定事項の審議・承認
- 4 その他、ホームルーム独自の活動

第2節 クラブ

第49条 クラブ活動はクラブ活動・同好会活動からなる。

第50条 各クラブは正副クラブ長・会計を互選により選出する。

第51条 会員は、クラブに所属することを原則とする。

第10章 会 計

第52条 本会運営のための経費は、生徒会費・その他本会に関するすべての収入をこれにあてる。

第53条 本会の支弁は会計を通し、会長・顧問教諭の承認を得て行う。

第54条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第55条 本会の予算は、執行委員会が立案し、代議員会を経て総会で決定される。

第56条 補正予算・暫定予算は、代議員会の承認を得る。

第11章 リコール権・辞任権及び補充

第57条 役員のリコールは、その役員の選任された機関の成員の5分の2以上の署名ある解任要求書を監査委員会に提出し、総会での過半数の賛成を得て成立する。

第58条 会長リコールが成立した場合は、執行役員は1週間以内に辞任しなければならない。

第59条 役員が辞任しようとする場合は、代議員会の前期は3分の2以上、後期は2分の1以上の同意を得て辞任できる。

第60条 役員の定数に欠員を生じた場合、30日以内にこれを補充しなければならない。

第12章 保 留 権

第61条 学校長は、本会の議決を保留することができる。学校長より保留理由を添え、再考を求められた議決事項は職員・生徒連絡会をもち、調整の上総会又は、代議員会において再審議するものとする。

第13章 付 則

第62条 本会会則の変更は代議員会の審議を得たのち生徒総会で決定する。

第63条 本会会則の細則・規定・内規は代議員会で決定する。

第64条 本会則は平成18年10月5日より実施される。

生徒総会細則

第1章 総 則

第1条 生徒自治会会則に基づいてこの細則を定める。

第2章 成 立

第2条 総会の日時、議案は代議員会が決定し、開会3日前には、会員に公示しなければならない。

第3条 総会は会長が招集し、会則第13条による定足数によって成立する。

第3章 正 副 議 長

第4条 総会の正副議長は会則第15条により就任する。

第5条 議長は、総会の進行が困難と認めた場合、一時中止、又は、散会を宣言できる。

第6条 議長は、総会進行中、会場の秩序を乱し、進行を妨害する者を認めた場合は、その発言の停止、又は退場を命ずることができる。

第7条 議長不信任の動議が支持された場合、該当議長が議長である時は副議長が、副議長の時は議長がその動議を採決する。

第8条 議長は出席会員に平等に発言の機会を与えなければならない。

第4章 議 事

第1節 議 案

第9条 議長は、開会宣言後、議案を朗読、続いて提案者が提案説明を行う。

第10条 議案は、主旨説明、質疑応答、討論の順序を経て採決に附する。

第2節 発 言

第11条 発言は、挙手して、議長の許可を得てから行う。

第12条 賛助会員は、議長の許可を得て参考意見を述べることができる。

第3節 動 議

第13条 個人より動議が提出された場合、会員の5分の1以上の支持がある場合、この動議は成立し、議長はこれを審議、採決しなければならない。

第14条 動議の採択は次の順序による。

- 1 議長不信任動議
- 2 休憩動議
- 3 閉会動議
- 4 討議打切り動議
- 5 期限付延期動議
- 6 代議員会付託動議
- 7 修正動議
- 8 重要動議

第4節 議 決

第15条 議決は挙手による。但し、議長が必要と認めた場合は、起立、又は投票によるものとする。第16条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

代議員会細則

第1条 生徒自治会会則に基づいてこの細則を定める。

第2条 代議員会の運営は、全会員から選出された正副議長が行い、その議事運営は、総会細則に準ずる。

第3条 代議員は、その選出母体の意志を代議員会に伝え、代議員会の議決事項を選出母体に伝達する義務を有する。

執行委員会細則

第1条 生徒自治会会則に基づいてこの細則を定める。

第2条 執行委員会は、会長が招集し、議事運営にあたる。

第3条 執行委員会は、構成人数の3分の2以上の出席により成立する。

第4条 執行委員会は次の事項を行う。

- 1 生徒会諸行事

- 2 予算案の原案作成、代議員会への提出
- 3 代議員会の決議による執行
- 4 その他、会長より要請のあるもの第5条 動議の成立は、3人以上の賛同者を必要とする。

クラブ活動規定

第1章 総 則

- 第1条 生徒自治会会則に基づいて、この規定を定める。
- 第2条 会員は会期初めに、クラブ加入届を担任に提出しなければならない。
- 第3条 各クラブの活動状況が本会の目的にそわないと認められる場合は、クラブ協議会及び監査委員会は、当該クラブの不承認案を代議員会に提出することができる。その処置は代議員会に委託しなければならない。
- 第4条 各クラブは、年度中に「クラブ継続申請書」を代議員会に提出する。
- 第5条 各クラブは、原則として、「クラブ継続申請書」提出時に、クラブ員数が4名以上の部のみ活動を認める。
また、4名未満のクラブは翌年の「クラブ継続申請書」提出時までに、規定人数に満たない場合は同好会に格下げとする。
以上の規定人数を基に、大会成績や活動内容を考慮に入れた上、クラブ協議会、監査委員会の意見を参考にし、最終的な判断は代議員会で討議し決定する。
- 第6条 同好会の活動は原則的に1年度までとする。
さらに継続を希望する場合は第10条の規定通りにクラブの新設を申請するか、第10条に満たない同好会は、次年度の当初に改めて同好会設立の申請を行う。その方法は第7条に準ずる。

第2章 同好会活動

- 第7条 同好会は、5名以上の連名により、活動目的、顧問予定者等をクラブ設立申請書に記入の上、会長宛に提出する。提出された申請書は、代議員会及び職員会の審議を経て設立の可否を決定する。
- 第8条 各同好会は、正副責任者、会計を互選により選出する。
- 第9条 同好会の活動には原則として予算的措置はない。但し、特別な場合、代議員会の承認により若干の補助がある。

第3章 クラブ活動

- 第10条 クラブの新設は、1年間同好会活動をした同好会が申請することができる。その場合、10名以上のクラブ活動加入予定者により、活動目的等を所定のクラブ設立申請書に記入の上、会長宛に提出する。提出された申請書は、代議員会及び職員会の審議を経て設立の可否を決定する。
- 第11条 各クラブは、正副クラブ長、会計を互選により選出する。

第4章 クラブ協議会

- 第12条 クラブ協議会は、文化系クラブ協議会、運動系クラブ協議会からなり、各クラブ長により構成される。
- 第13条 各クラブの活動場所、時間等はクラブ協議会で調整の上、職員会を経て決定する。

選 挙 規 定

第1章 総 則

- 第1条 この規定は本会の活動に於ける自治の精神を基に、会員による選挙方法を定め、その選挙が公正且つ適正に行われる事を確保し、もって本会の健全な発達を期する事を目的とする。
- 第2条 この規定は、正副会長、正副議長、正副監査委員長、向陽祭総長の選挙に適用する。

第2章 選挙権及び被選挙権

第3条 本会会員は総て選挙権、被選挙権を有する。但し、原則として3年生の被選挙権はないものとする。

第4条 下記に掲げる者は次のようにする。

1 選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

2 停学及び休学中の者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第5条 役員の定数は次に示すとおりにする。

会長	1名	副会長	2名	議長	1名	副議長	2名	監査委員長	1名	監査
副委員長	1名	向陽祭総長	1名							

第3章 期　　日

第6条 各役員の任期満了による選挙は、役員の任期が終わる日の1週間前までに終了する。

第7条 選挙施行に関する日程については、選挙管理委員会が決定する。

第4章 届　　出

第8条 届出は、選挙管理委員会指定の各用紙に立候補者名、役職名、責任者を明記し選挙管理委員長に提出する。

第5章 選　　挙　　運　　動

第9条 選挙運動の期日は立候補の届出締切日の翌日より、当該選挙期日の前日までとする。

第10条 選挙運動は校内のみとする。

第11条 運動用具は選挙管理委員会の指定、又は許可したものとする。

第12条 候補者及び応援演説者は立会演説会にて演説する権利を有する。応援演説者は候補者1名につき2名までとする。

第13条 自由演説は校内に於ける秩序を乱す事がない事を前提とし、授業時以外に行う事を認める。

第14条 放送演説は、選挙管理委員会の定めにより行う。

第6章 投　　票

第15条 選挙は無記名投票により行う。

第16条 投票は選挙管理委員会の指示に従う。

第17条 投票用紙、ならびに投票箱は、選挙管理委員会設定のものを使用し、投票会場も同委員会が指定する。

第18条 やむを得ない用務、又は事故の為選挙当日自ら投票出来ない旨を選挙管理委員会に届け出た者にかぎり、不在者投票を行う事が出来る。

第7章 開　　票

第19条 開票は、選挙管理委員会が行い、各立候補者の責任者と監査委員会が立ち会う。

第20条 下記に掲げる内容に該当するものは無効とする。

1 正規の用紙を用いないもの。

2 1投票中に会長、議長、正副監査委員長に2名以上、副会長、副議長に3名以上の氏名に記入したもの。

3 何人に記入したか確認し難いもの。

第21条 投票が有効票か無効票かは選挙管理委員会が決定する。

第8章 当　　選　　人

第22条 各選挙において最大多数の得票を得た者から、順次当選人とする。但し同点で決定しない場合及び得票数が投票総数の過半数に満たない時は、決選投票とする。

第23条 役員の定数に不足を生じた時は、その不足の員数に更に1名を加えただけの数を落選者の中から得票順に選び決選投票を行う。その場合は、最大多数の得票を得た者から、順次当選人とする。

第24条 各選挙立候補者とその役員定数が同一の時は信任投票を行い、投票総数の過半数以上の信任を得た者を当選人とする。信任されなかった場合には、再度、選挙を行う。その場合、不信任された者は、候補者となることはできない。

第9章 異議申し立て

第25条 選挙の効力に異議のある会員は投票の日から5日以内に選挙管理委員会に対して異議の申し立てをすることができる。

第26条 前条により異議の申し立てを受理した選挙管理委員会はその申し立てを監査委員会と共に審議し、当落に影響を及ぼす恐れのある場合は、選挙の一部もしくは全部の無効を決定しなければならない。

第27条 選挙管理委員会による規定違反に対する申し立ては、監査委員会がこれを受理し、代議員会と共に裁決する。

第10章 罰則

第28条 第5章に規定された運動以外の運動を候補者及び責任者が行った場合は、その候補者の選挙は一切無効になり、候補者及び選挙人が行った場合は選挙権、被選挙権を失う。

第29条 その他問題が生じた場合は、選挙管理委員会が協議し、決定する。

第11章 補欠選挙

第30条 役員に不足が生じた場合、その事由が生じた日から30日以内に補欠選挙を行う。尚、当該役員の任期が30日以内の場合は、補欠選挙を行わない。

第31条 補欠選挙により当選した役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

会計規定

第1章 総則

第1条 会則第10章によりこの規定を定める。本会会計ならびに予算の執行は、この規定に従い処理される。

第2条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第3条 本会の運営費には、生徒会費、その他をもってあてる。

第4条 本会の会計事務は、本部会の会計係が職員の援助を得て常時扱う。

第5条 各クラブ、各委員会は、専任の会計係をおき、本部会会計との連絡をとる。

第2章 予算

第6条 予算は、執行委員会の原案を代議員会で審議し、総会で決定する。

第3章 金銭会計

第1節 収入

第7条 会費の徴収、その他収入ならびに支出の現金取扱い事務は、事務室にて扱う。

第8条 生徒会費は、年5回の分納とする。(5月～9月)

第2節 購入

第9条 各クラブ、及び委員会は、予算に定められた範囲において購入できる。予算範囲外は、原則として、その団体の負担とする。

第10条 購入に際しては必ず関係顧問の承認を必要とする。

第11条 高額な物品の購入は、事務室と相談の上購入する。

第12条 物品の購入に際しては、所定の支出伝票を本部会会計に提出する。

第4章 物品会計

第13条 「物品」とは、生徒会の所有する備品消耗品をさす。備品には、別に定める備品台帳に登記される。

第14条 備品の使用者は破損、損失等、備品に変動の生じた場合は、その旨を監査委員に申告しなければならない。

第15条 物品の購入修繕に際しては顧問の承認を必要とする。

第16条 物品及び物品に関する諸帳簿は、役員の任期毎に引き継ぎを行い明確にしなければならない。

第5章 決 算

第17条 生徒会会計は、毎年1回決算報告を行い、総会の承認を得なければならない。また、前期末に1回の中間決算報告を行わなければならない。

監 査 規 定

第1条 会則第6章により、この規定を定める。

第2条 監査委員会は、毎月1回の開催を原則とする。但し、監査委員長は、必要に応じて臨時委員会を開くことができる。

第3条 監査委員会の成立は、委員の4分の3の出席とする。

第4条 監査委員の議決は、委員の4分の3とする。

第5条 監査委員会は、監査に当たって、当該委員長及び、クラブ長との連絡をとり、監査を行わなければならない。

第1節 会計監査

第6条 監査委員は、本会会計についての監査を行う。

第7条 監査委員会は、会計に不正が認められた場合には、代議員会に報告し、その処置を委託する。

第8条 監査委員会は、会計監査の結果を、代議員会及び総会において報告する。

第9条 会計監査は、決算時に行う。

第2節 備品監査

第10条 監査委員会は、各クラブ及び各委員会の備品の監査を行う。

第11条 監査委員会は、各クラブ及び各委員会の備品台帳を製作し、管理する。

第12条 監査委員会は、備品の破損、紛失が認められた場合には、代議員会に報告し、その処置を委託する。

第13条 監査委員会は、備品監査の結果を代議員会及び総会において報告する。

第3節 記録監査

第14条 監査委員会は、総会、代議員会、執行委員会及び専門委員会の記録状況の監査を行う。

第15条 監査委員会は、記録監査の結果を代議員会及び総会に報告する。

第16条 記録状況に不正が認められた場合には、その旨を代議員会に報告し、その処置を委託する

第4節 会則違反の審査

第17条 監査委員会は、本会内において会則違反が認められた場合、代議員会に報告し、その処置を委託する。

第5節 部室監査

第18条 監査委員会は、部室使用規定に基づき、部室監査を行う。

部室使用規定

クラブ部室は本校教育目標達成のために、クラブ活動の準備、備品の保管、及び研究活動の円滑をはかる場としての目的をもって設置されたものである。従って利用にあたっては、各人が下記事項を遵守しつつ、積極的に活用し、活動がより一層充実するよう使用することが望まれる。

1 使用について

- (1) 部室の使用は、朝、始業前及び放課後（下校時、延長時まで）とし、授業時間中の入室はしない。
- (2) クラブ員以外の生徒の入室は禁止する。（部室をたまり場にしない）
- (3) 部室には、そのクラブの活動に無関係な物は持ち込まない。
- (4) 部室での火気使用及び電気配線の無断変更は厳禁する。
- (5) 部室の使用はその活動目的に沿った使用を行うものとする。
- (6) 3年生は、活動が終了した時点で一切の私物を撤去し、1・2年生に明け渡すこと。

2 管理について

- (1) 鍵は学校より貸与のものを使用する。紛失した場合には速やかに事務室に届け出補充する。
- (2) 鍵は、事務室、顧問が保管し、部員はキーボックスを利用して管理する。
- (3) 使用時間以外は施錠し、部室内の物品については各クラブで責任をもって管理する。
- (4) 下校時には必ず消灯を確認し、整理整頓の上、そのクラブが責任をもって施錠する。
- (5) マネージャー室は、監査委員会が直接管理する。

3 マネージャー室使用規定

- (1) 部屋の使用は、朝、始業前および放課後（下校時、延長時まで）とし、授業時間中の入室はしない。
- (2) マネージャー以外の生徒の入室は禁止する。
- (3) 自分の部活の荷物（ボール等）は持ち込まない。
- (4) 部屋での火気使用及び電気配線の無断変更は厳禁する。
- (5) 部屋の使用はその活動目的に沿った使用を行うものとする。
- (6) 3年生は、活動が終了した時点で一切の私物を撤去し、1・2年生に明け渡すこと。
- (7) 備品（鍵、キーボックス等）が壊れた、もしくはマネージャー間で話し合い、部屋に必要なものが出来た場合、監査委員会に申請し、監査委員会で審議した上、必要と判断したら、監査…委員会の予算から支払う。ただし、マネージャーが壊した場合はその壊したマネージャーの部が支払う。
- (8) 使用時間外は施錠する。
- (9) 下校時には必ず消灯を確認し、整理整頓の上、施錠する。
- (10) 部室内は常に整理整頓し、清潔にしておく。
- (11) 部室内は監査委員会が責任をもって清掃する。規定が守れない場合や部屋にて問題行動のあった場合には、マネージャー室使用を禁止する。

4 清掃について

- (1) 部室内は常に整理整頓し、清潔にしておく。（空きカン、紙くずなど放置しない。）
- (2) 部室内は各クラブが責任をもって清掃する。また部室付近の庭、及び階段等は、使用クラブの話し合いの上、順番で清掃する。

5 その他の

規定が守れない場合や部室にて問題行動のあった場合には、当該クラブの部室使用を禁止する。

生徒心得

○本校の教育目標・長野県立高等学校学則について熟知しておく。

○常に下諏訪向陽高校生としての自覚と誇りをもって自主的に行動する。特に諸君の実績が末長く、下諏訪向陽高校の伝統の基となることを深く自覚する。

1 [学習]

生徒としての生活の中心が学習にあることを自覚し、真摯かつ積極的にとりくむ。家庭学習の中心は予習におき、常に各自の質問事項をもって教室に臨むよう心がける。また復習は、その日に学習した事を必ず整理し、また週末に反復学習して知識の定着をはかる。よく理解できない所を放置することは、学習につまづきを招く原因となるので、わかるまで友人、先生等に援助を求める。諸考査は、正々堂々と受験し、不正行為はしない。

2 [登下校]

始業に遅れないよう余裕をもって登校する。午後5時の下校時刻後は校内に居残らない。クラブ活動等で下校時刻以後まで居残る時は所定の届を提出する。特に女子の夕刻の下校については、帰途の安全をはかり集団下校を心がけ、また家人に十分連絡をとって万全を期する。

武居坂は狭く地元住民の利用も多いので通行については十分注意する。道路の右側を2列以下で歩くとともに地元住民の利用の邪魔にならないようにする。

(1) バイク通学

同乗も含めて、禁止する。真にやむを得ない事情のある者は、クラス担任に申し出て相談する。

(2) 自転車通学

通学に自転車を利用する（最寄駅までの利用も含む）場合は、4月当初に係に届け出て、自転車保険に加入のうえ、所定のステッカーを貼付する。

(3) タクシー利用

真にやむを得ない事情のある場合を除いてタクシーの利用は自粛する。

(4) 保護者による送迎

家人に送迎してもらう場合は、怪我・病気などで歩けない場合を除き諏訪大社秋宮までとする。ただし長期間、学校までの送迎が必要な場合は許可を受ける。

(5) 交通安全

交通法規、交通道徳や、交通安全規則を守り自ら積極的に危険防止に努める。

A 事故の届出

積極的に事故防止を心がけるが、万一事故にあった時、事故をおこした時は直ちに学校に届け出る。

B 同乗禁止

見知らぬ者から声をかけられても同乗しないこと。特に乗用車に便乗することは厳につつしむ。また、自転車の2人乗りを禁止する。

3 [クラブ活動]

積極的にクラブ活動に参加し、自己の個性の伸長に努める。

部室の使用

部室はみだりに変更してはならない。電気配線や改造等を勝手にしてはならない。

公共物を大切にし常に清掃を怠らない。授業時間中は使用してはならない。貴重品は部室におかず常に戸締りに注意する。部屋内で火気の使用は認めない。また部員以外の者がみだりに入出ることを許さない等、別掲“部室使用規定”を厳守する。

4 [生活態度]

常に明朗にして、虚言・不正・粗暴を恥じ、実社会の悪風にも毅然たる態度を保持し、常に高雅な品性を養うように心がける。次の行為は高校生としてふさわしくないので厳しく自戒する。

○飲酒・喫煙・暴力行為。

○風紀上好ましくない娯楽施設・飲食店・喫茶店等への出入。

(1) 礼 儀

礼儀をわきまえ、あいさつを励行しよう。教職員また生徒相互に敬愛をもってあいさつを交わし、来校者には丁重に応対する。

(2) 人間関係

生徒同士は互いに敬愛し、常に明朗で責任ある行動をとる。交際については、広く開かれた場で、年長者、特に両親や教師の助言を求められる雰囲気の中で、明るく健康的に行われなければならぬ。

(3) 貴重品等

貴重品の取扱いに注意し、常に身辺におく。鞄等に入れたまま放置することのないよう心がける。不要な金銭は所持しない。もし金品を紛失、また盜難にあった時はできるだけ速やかにクラス担任に届け出る。

学用品その他の所持品のすべてに必ず記名する。

自己管理の習慣をつける。

(4) 遺失・拾得

遺失物・拾得物は、直ちに最寄の研究室、またはクラス担任に届け出る。

(5) 貸借売買

生徒相互間の金銭の貸借、物品の売買は禁止する。

校内で営利を目的とする行為はしてはならない。

(6) 清 掃

清掃は徹底してを行い、校舎内外の美化に努める。ロッカー・下駄箱・机中等、常に清潔・整頓を念頭におく。

○上下履の区別

校舎内では必ず所定の上履を使用する。

(7) 登校後の外出

先生引率の場合以外は、授業終了まで外出はしない。やむを得ない用事で外出する時は、クラス担任の許可を得る。つとめて昼食を持参し、昼食のために校外に出ることをしない。校内での業者販売や自動販売機を利用する。

5 [公共物愛護]

校内諸施設・器具は丁寧に取扱うように心がける。校具を無断で移動しない。

(1) 施設・校具利用

集会およびクラブ活動その他で、教室・図書館等校内諸施設、又は運動具等諸校具を使用する場合には、責任者は必ず管理責任職員の許可を受ける。

(2) 破損失

学校備品を誤って破損・亡失した時には、直ちに係職員またはクラス担任に届け出ること。場合によっては弁償を求めることがある。

(3) ボール等の使用

校舎内は勿論、校地内の運動場以外の場所でボール類の使用をしてはならない。

6 [服 裝]

服装はその人の教養、ならびに品性を表すものである。質素・清潔・端正を旨とし、いたずらに華美に流れたり、粗野にならぬよう留意し、常に品位を保つよう心がける。

(1) 制 服

制服の細部については別に示すが、原則として登下校時は必ず制服を着用する。

(2) オーバー・コート

オーバー・ジャンパー・コート等も、制服との調和を考え、色彩・模様の華美なものをさけ、また室内では着用しない。セーターの類はカッターシャツの襟の見えるものとする。

(3) 頭髪

染色、脱色、パーマをかけること、ヘアーエクステンション等の装着等はしない。また男女とも髪型は真に高校生らしいものを心がける。

(4) アクセサリー等

化粧、マニキュア、ピアス、指輪、ネックレス等華美な装いはさけ、清潔、質素を心がける。

7 [届および願]

届および願は、クラス担任・顧問を通じて学校長に提出する。(別掲 “諸行事の届について” を参照)

(1) 届を必要とするもの

欠席・遅刻(午前8時以後で始業前に電話で事務室からクラス担任に伝言して貰ってもよい—更にあとで届書を提出する)早退・欠課・忌引・姓名や住所、保護者、保証人等の変更

(2) 願を必要とするもの

休学・退学・復学・転校・公欠・時間延長居残り・火気使用・アルバイト・免許取得・物品借用・施設利用

8 [ポスター等の掲示]

無断で掲示してはならない。校内にポスター・声明文・檄文等を掲示する場合、個人的なものはクラス担任・クラブ等校内団体のものは関係顧問、生徒会関係は生徒会顧問、又必要な場合は教務の承認(認印)を受ける。校外もこれに準ずる。また掲示場所・貼布に要する用具・掲示期間等の指示を受ける。

9 [校外生活]

向陽高校生としての自覚をもち、一般社会常識に従い、良識のある言動をとる。校外では特に他人に迷惑を及ぼしたり、他から批判を受けるような行為をつつしみ、祭礼等に出かける時は、特に品位を失うことのないよう自戒する。

(1) 夜間外出

夜間10時以後の外出と外泊は原則として禁止する。

(2) 伝染病の届出

本人または家族が伝染病に感染したときは、その旨を直ちに学校に届け出る。またその他、事故のあったときは速やかに届け出る。

(3) アルバイト

特別の事情(家庭の経済事情等)のある場合を除いては認められない。クラス担任とよく相談する。長期休業中は、その休業期間中全日数の期間を許可する。ただし、以下の者は許可しない。

・過去のアルバイトにおいて報告書を提出していない者

・成績不振者でないこと:「1」が1つ以上、「2」が3つ以上ある者

・指定された期日までに申請書が提出されなかつた者

家庭の経済状況が逼迫しており、通年のアルバイトを希望する場合は、土・日・祝日において許可することがあるので、担任に相談し、学年会・生活指導・職員会議の審議を経て許可を受けること。無断アルバイトは問題行動であり、反省指導となる。

慶弔規定

1 本規定は、生徒会会員及び学校職員の慶弔事務に関して定める。

2 会員・職員の弔事について

会員の死亡 5,000 円

会員の保護者の死亡 3,000 円

職員の死亡 5,000 円

3 その他、特別の場合、代議員会の決議による。

忌引日数

死 亡 し た 者	日 数
父 母	7 日
祖 父 母	3 日
兄 弟 姉	3 日
妹	2 日
曾 祖 父	1 日
母	
伯 叔 父	
母	

原付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許取得及び使用の規定

本校生徒は、徒歩・自転車・公共交通機関を利用して通学するものとし、通学以外においても原付自転車・自動二輪車・自動車の使用、及びその運転免許の取得は、下記特例を除いて禁ずるものとする。

特例 1 原付自転車通学の許可自宅が遠隔地にあって、通学が甚だしく不便困難等の特殊事情のある場合は、保護者の申請にもとづき、学年会係の審議を経、職員会の承認を得て、自宅より最寄りの公共交通機関が利用できる所までに限って、原付自転車（50 cc以下）の運転免許取得とその使用を許可する。

- (1) 保護者は登校し、使用理由、特殊事情をクラス担任に申請する。
- (2) 学年会は、特殊事情（最寄りの交通機関が利用できる所までが、遠隔甚だしく不便、自転車利用も困難、又本人の身体上、家庭事情や学業成績、今までに特別な問題行動をおこしていないこと等々）を審議する。
- (3) 学年会・係会で承認されたら、職員会の了解を得て、クラス担任は「運転免許取得許可願」「運転免許取得についてお願い」（諏訪地区高校共通）を渡し、記入・提出させる。
- (4) クラス担任は、係・教務の承認と学校長の許可を得て、「運転免許取得についてお願い」を交付し、当該警察署に提出させ、必要な手続をさせる。
- (5) 免許取得に際しては、長期休業中等を利用し、授業・学校行事への支障がないようにする。
- (6) 免許証が交付されたら、クラス担任は「原付自転車通学許可願」（教務室にあり）を2枚渡し、保護者捺印の上提出させ、クラス担任・係・教務・学校長の承認を経て後、通学使用は許可される。1枚はクラス担任、1枚は係が保管する。
- (7) 原付自転車通学についての注意
 - a 交通法規を守り、安全第一を心がける。
 - b 任意保険に加入する。
 - c 原付自転車の購入、売却は保護者が行う。
 - d 原付自転車の貸し借りはしない。

- e どのような場合、理由があっても、許可された箇所及び目的以外には使用しない。（含休日）
- f 運転時には最も適するものを着用、又、ヘルメットは必ず着用する。
- g 2人乗りはしない。
- h 万一、違反、事故等があったら、軽重にかかわらず、直ちにクラス担任に連絡する。
- ◎ 以上の規定を守れなかった場合は、使用許可を取り消し、免許証は学校預かりとする。

特例2 運転免許証取得の許可第3学年において、運転免許の取得を希望する者は、次の許可条件を満たすとき、学校の指定する日より、免許の取得（教習開始）のみを許可する。

※ 許可条件 a 学業・生活面で現在特別な指導を受けていないこと b 卒業見込者であること c 進学、就職の内定した者

- (1) 免許取得希望者は、所定の「運転免許取得願」「運転免許取得についてお願ひ」に必要事項を記入し、保護者と連署でクラス担任に提出する。
- (2) クラス担任は、許可条件に適合するものを学年会にはかり、その承認を得て、係を通じて校長の許可を受ける。
- (3) 「運転免許取得についてお願ひ」を、自動車学校又は警察署に提出して、必要手続きをとる。
- ◎ 教習は学校の授業を欠いては行つてはならず、研修期間中の登校日や学校の行事日及び試験期間中（1週間前から終了日まで）は行つてはならない。
- ◎ 教習、受講中はつねに服装、態度等に留意し、他から批判を受けることのないよう、高校生としての自覚を忘れないこと。

以上の規定に違反する場合は取得許可を取り消す。

諸届・諸証明について

諸届用紙はおおむね教務室前の整理戸棚においてある。記入は、黒のペンとする。鉛筆や赤・緑等は不可。

1 欠席届・欠課届

届出用紙に必要事項を記入し、保護者の直筆の署名と印をもらって次の順に届け出る。

クラス担任→(病気の場合は保健室)→各教科担任→クラス担任

事前に分っているものについては、事前に届け出ること。当日学校へ電話連絡をとる場合は、8時以降とし、登校したら速やかに上記の手続きをすること。

2 公欠届

(1) 大会参加の場合

顧問→クラス担任→各教科担任 と廻り最後にクラス担任へ提出。

進学・就職の場合

クラス担任→進路指導主事→各教科担任 と廻り最後にクラス担任へ提出。

3 生徒会の各クラブ・委員会・クラス・地区会等の団体行事

(1)「生徒行事計画」責任者が用紙に記入し、顧問→参加生徒全員のクラス担任→生徒会顧問→教務室
(注)顧問の決まっていないグループの場合は、責任者のクラス担任が顧問となる。

(2)「家庭承諾書」合宿・大会出場・キャンプ登山など宿泊を伴う場合、平日の6時半以降の居残りの場合は個人毎に提出する。

顧問→保護者の承認→クラス担任と回ったものを責任者が一括して教務へ提出。

(3)「大会参加及び結果表」練習試合を除く対外試合出場の場合、顧問が会議室にある用紙に結果を含めて記入する。

(4)「退校時刻後の居残届」

責任者が記入し顧問又はクラス担任の印をもらって教務へ提出。

4 アルバイトについて

ー担任と相談のうえ許可された場合ー

「アルバイト願(申込書)」

・保護者の承認→クラス担任→事業所責任者印→生活指導係→許可証→事業所

※通年アルバイトは別途、審議する。

5 其の他、特別の場合はクラス担任、顧問とよく相談すること。

6 火気使用の場合は「火気使用許可願」を責任者が提出する。顧問→教務

7 器物を破損した時、担任と事務室へすみやかに申し出ること。

8 事務室よりの諸証明の発行について

諸証明書(通学証明書・学生割引証等)は作成に1日を要するため、必要とする前日までに申込用紙に記入して事務に申し込むこと。

9 学生割引証・定期乗車券の使用について割引証・定期乗車券の使用にあたっては、裏面記載の注意事項をよく読んで、これを守ること。

制服について

1 本校所定の制服は次の通りである。

男子 スクールブレザー(紺色)、スラックス、ノータックストレートの他、ワンタック…ストレート(スポーツタイプもある)、市販のカッターシャツ(白)、ネクタイ(濃エンジ)、ポロシャツ(夏季学校指定)

女子 スクールスーツ（紺色）、スカート・前処2本（前・後とも）・丈は膝頭を中心に上下5cm、またはスラックス（前チャック、ストレート）、市販のカッターシャツ（白）、ネクタイ（濃エンジ）、ポロシャツ（夏季 学校指定）

サイズについて

① 男子スクールブレザー

- ・男子スクールスーツ
- ・ネクタイ 色 濃エンジ型 130 cm
- 生地 テトロン最大部幅 7 cm

② 女子スクールスーツ

- ・女子スクールスーツ
- ・ネクタイ 色 濃エンジ型 115 cm
- 生地 テトロン最大部幅 6.5 cm
- ・スラックス 型 前チャックストレート色 紺生地 自由

2 制服切り替え時期

夏季（6月～9月）学校指定のポロシャツを着用

冬季（10月～5月）

3 制服等の着用について

(1)通年

- ・通学および定められた学校行事には制服を着用する。
- ・女子のスカートの丈の長さは（膝頭を中心に上下5cm）であること。
- ・怪我等で制服着用の規則が守れない、または、サンダルで登校する等の特殊な事情がある場合は、その旨を申し出て学校の許可を受けること。

(2)夏季期間

- ・ブレザーの着用を要しない。なお、健康管理上ニットベスト（セーター）を着用してもよい。

(3)冬季期間

- ・ブレザー、ネクタイの着用を厳守する。
- ・制服の下にセーター等を着用する場合は、黒・白・紺・茶・グレー・ベージュの6色とし、カッターシャツの襟が見えるようにする。
- ・登下校時にブレザーを着用せずに、コート・ジャンパー・ウインドブレーカー・パーカーだけを着ていてはいけない。また、パーカーをブレザーの下に着てはいけない。
- ・女子は、スラックス・タイツ・レッグウォーマーなどを利用して防寒に努めること。スカートの下にジャージやウインドブレーカーパンツをはくことをしてはならない。

- ・11月～3月（厳冬期）については、
- ・ウインドブレーカーパンツの着用を許可する。（男女）
- ・ウインドブレーカーについて学校名が入っていなくてもよい。
- ・ウインドブレーカーパンツを教室内で着用しても良い。
- ・パーカー等を授業中に着用してはいけない。

(4)休日

- ・平日の服装を厳守する。

(5)休日の部活動

- ・ジャージでの登校を認めるが、向陽高校の生徒であることがわかるジャージを着ることを原則とする。なお、ウインドブレーカーについては学校名が入っていないてもよい。
- ・学校名の入っていないジャージを着るときは、本校の生徒であることがわかるようにする。（刺繡を入れる・アプリケをつけるなどの対応を）

図書館利用について

1 利用者

本図書館の利用者は次のとおりである。

イ 本校生徒ロ 本校職員ハ P T A 役員ニ 同窓会会員

ホ その他、係職員が適当と認めた者

2 開館日及び開館時間

開館日 原則として授業日ただし、長期休業中の開館日はその都度定める。また、蔵書点検中は閉館する。

開館時間 8：20～17：00

3 貸出サービス冊 数 10 冊まで期 間 2 週間禁帯出 禁帯出図書及び雑誌の最新号は貸出できない。

手続き コンピュータによる貸出方式。

借りたい本や資料をカウンターに提出して、自分の「学年」「クラス」「名前」を申し出る。カウンターに誰もいないときは、不在時用カードに記入する。返すときは返却BOXに置く。

4 リクエストサービス

読みたい本や資料が図書館にないときは、リクエストを受け付けている。リクエスト・カードに

記入するか、司書に直接申し出る。

・借りたい本や資料が貸出中のときは、返ってきたら取り置きをする。

・図書館にない本や資料は、他館から借りたり、購入したりする。

5 レファレンス・サービス

調べたいこと（授業の課題、部活のこと、個人的に関心のあること等）があるとき、読みたい本や資料があるとき、資料探しの手伝いや調べ方の案内を行う。

6 インターネット

インターネット用のパソコンは2台ある。授業、進路、クラブ等で情報を探したいときに利用できる。

7 コピー

授業に関するものはコピーを受け付ける。ただし、図書館の資料に限る。

8 利用に際しての注意

・本や資料は大切に利用する。

・本や資料を借りていくときは、必ず手続きをする。

・原則として飲食は図書館の外ですませる。ただし、状況に応じて対応するので、司書に相談すること。

・携帯電話（通話）は図書館の外で使用する。

9 その他

・図書館は利用者の知的自由を保障し、学習活動を支援するために、資料の収集及び提供に努める。

- ・図書館は利用者のプライバシーを守る。貸出や予約の記録、読書や図書館利用の事実を、原則として外部に漏らさない。

保健室利用について

保健室は学校の保健センターである。健康診断・身体計測・健康相談・救急処置・保健学習等に利用する場である。利用にあたっては、次の点に留意すること。

- 1 学校において、負傷したり、具合が悪くなった時には、できるだけ休み時間に来室し、処置、指導を受ける。
その際、備え付けの処置簿に記入し、許可を得てから、医薬品を使用する。
- 2 保健室で、休養・早退・病院へ受診する時には、「保健室連絡カード」を発行するので、クラス担任・教科担任へ必ず連絡する。
- 3 養護教諭が不在の時は、保健係の先生、クラス担任、教科担任、クラブ活動時には、クラブ顧問に連絡し、指導を受ける。
- 4 保健室でのベッドでの休養は、症状をみて回復の見込みのある時のみ1时限（50分）以内を原則とする。
- 5 保健室は病院や診療所ではないので、毎日の治療に利用することはしない。

災害共済給付について

学校管理下（通学中を含む）において、生徒の負傷、疾病、又は死亡等が発生した時に、日本スポーツ振興センターより医療費が支給される制度です。

本校では、全員加入になっています。

[対象]

- ・医療費（健康保険法の療費を要した額）が、5,000円以上の時に支給されます。
- ・第三者による災害として他から救済されるもの、たとえば、自動車等による災害で、自賠責法等で救済される場合は対象となりません。

[手続き]

- 1 医療を必要とするような、けがをした時には、すぐクラス担任、クラブ顧問、保健室に連絡する。
- 2 災害報告書（保健室にあり）を本人が記入し、クラス担任、教科担任、クラブ顧問の確認の印を受け、保健室へ提出する。
- 3 医療等の状況（保健室にあり）を医療機関で記入していただき、保健室へ提出する。
- 4 その他、状況に応じて必要書類を作成し保健室へ提出する。
- 5 給付事由が生じた日から2年間請求がないと時効となるため、早めに手続きをする。

[医療費の支給]

- 1 医療費は保護者が指定した口座へ振り込みます（事務室よりクラス担任を通じて本人へ連絡）。

奨学制度

経済的理由によって修学が困難な生徒のために奨学金の制度があります。

(A) 長野県奨学金貸与制度（在学生対象）

① 奨学金

長野県に住んでいる生徒を対象に、長野県が貸与している奨学金です。学習がしっかりとできる生徒で、経済的に困難な理由がある生徒であれば、誰でも、いつでも申請できます。

- ・貸与額 月額 18,000円

② 遠距離通学費貸与

電車やバスの定期代、下宿・アパートの賃貸料の補助をする制度です。

- ・貸与額 月額 8,000円～26,000円

(B) その他の奨学制度

本校に募集のある各種奨学金には以下のものがあります。それぞれ申請時期、条件、貸与額等に違いがあるので、詳細は教務係へたずねてください。

- ・交通遺児育英会、あしなが育英会、守谷奨学財団奨学金 等

- ・各市町村で募集する奨学金（岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市、原村 等）詳細は各市町村で。

(C) 日本学生支援機構奨学制度

（大学・短大・専門学校進学予定者対象）

大学・短大・専門学校への進学を希望する生徒のために、あらかじめ進学後の奨学金を予約しておく「予約採用」の制度。

- ・申請は5月です。（受験もしていないのに申し込みは早いので、上級学校へ進学をしようと考えている人は、ともかく申し込むこと）注）経済的に苦しく、学校が続けられない。家計が急変して学費の補助が必要。そんな人はいつでも奨学金係の先生に相談して下さい。奨学金の返還方法は原則として20年以内、貸与総額に応じた回数で返還します。

長野県下諏訪向陽高等学校同窓会規約

第1章 総 則

第1条 この会は長野県下諏訪向陽高校同窓会（以下「本会」という）と称し、事務局を長野県下諏訪向陽高等学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を計り、母校との連絡を維持し、その発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- ① 正会員 長野県下諏訪向陽高等学校を卒業した者、および在学したことのある者で入会を希望する者
- ② 準会員 長野県下諏訪向陽高等学校に在学している者
- ③ 特別会員 長野県下諏訪向陽高等学校の職員および旧職員
- ④ 名誉会員 本会に特別功労または援助のあった者で、総会の決議によって推薦された者

第4条 第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

① 会員相互の親睦ならびに研修

② 会報・会員名簿の発行

③ その他目的を達成するために必要な事業第5条 必要な地区には理事会の承認を経て支部を置くことができる。

第2章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

① 会長 1名

② 副会長 2名

③ 会計 2名

④ 常任理事 若干名

⑤ 理事 若干名

⑥ 監事 2名

⑦ 顧問 若干名

第7条 本会役員の職務は次による。

① 会長は本会を総理し、この会を代表する。

② 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は会長が予め指名した順序に従ってその職務を代理する。

③ 会計は、本会の会計の収入支出を管理する。④ 常任理事は本会の運営に関する事項を立案討議する。

⑤ 理事は本会の運営に関する事項を審議するとともに、本会の円滑な運営に協力する。

⑥ 監事は会計および会務の執行を監査する。

⑦ 顧問は本会の諮問に応じ意見を述べることができる。

第8条 本会役員は次により選出する。

① 会長、副会長および監事は正会員の中より理事会で推薦し、総会の決議を経て選任する。② 会計は正会員より2名を会長が委嘱する。

③ 常任理事は各卒業期代表者とする。

④ 理事は各卒業期より選出する。

⑤ 顧問は校長および総会の決議を経て推薦された者に委嘱する。

第9条 本会役員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 理事会において必要と認めた場合は、専門委員会を設けることができる。委員は理事会で推薦し、会長が任命する。

第3章 機 関

第11条 本会に次の機関を置く。

① 総会

② 理事会

③ 常任理事会

第12条 総会は最高決議機関とし、毎年1回定期総会を会長が招集し、事業報告、決算報告、会計監査報告、事業計画、予算、役員の改選、規約の改正、その他必要な事項を審議決定する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、臨時総会を招集する事ができる。

第13条 理事会は総会に次ぐ決議機関とし、会長が必要と認めた場合に招集し、本会の運営に関する事項を審議決定する。

第14条 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に招集し、総会・理事会に討議する諸条件、その他重要事項を立案する。ただし、緊急を要する事項などがある場合は、これを理事会に替えることができるが、次回理事会にその報告をしなければならない。

第15条 各機関の議事は出席者の過半数をもって決するものとする。

第4章 会 計

第16条 本会の経費は、所定の入会金および会費、または寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1カ年とする。

第5章 補 則

第18条 会員に慶弔があった場合で、本会事務局に通知があつたときは相応の意を表する。

第19条 本規約は総会の決議を経て改正することができる。

第20条 本会の運営に当たり選挙権、被選挙権は正会員のみ有する。議決権は会長および副会長を除く正会員のみ有する。

第21条 本会の運営に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

附 則 この規約は、1995年7月8日改正施行する。

この規約は、2011年7月9日改正施行する。

同窓会規約細則

第1条 本会の入会金および会費は次により徴収する。

① 入会金は3,000円とし入学時に徴収する。終身会費は4,000円とし卒業時に徴収する。なお、既納分については、いかなる理由があつても返還しない。

② 特別会委員および名誉会員については、入会金および終身会費は徴収しない。

第2条 本会事務局の構成は次による。

特別会員により選出された者の協力を得て総務・庶務・会計、その他の必要な係を置き、会計の事務を行う。

第3条 本会の常任理事会に欠席する者は、予めその選出母体である各卒業期より委任した理事を代理出席させ、議決権を行使することができる。

第4条 細則は、理事会の議決を経て改正することができる。

附 則 この細則は、1995年7月8日から施行する

ひとりでなやまないで
～だれかに話してみよう！～

総合相談窓口

●長野県子ども支援センター

(長野県こども若者局こども・家庭課)

子ども専用無料電話 0800-800-8035

大人専用 026-225-9330 子どもに関する相談全般に応じています。

[月～土 10:00～18:00]

学校教育、いじめ、不登校など

● 学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）

（長野県教育委員会心の支援課）

0120-0-78310 いじめや不登校など学校生活に関わる相談に応じています。

[24時間]

● 電話教育相談

長野県総合教育センター

0263-53-8811

東信教育事務所 0267-24-5570

南信教育事務所 0265-72-4647

飯田事務所 0265-53-0462

中信教育事務所 0263-47-7830

北信教育事務所 026-232-7830

学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、保護者や児童生徒からの相談に応じています。

[平日 9:00~17:00]

養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉

● 児童相談所全国共通ダイヤル 189 いちはやく虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・

相談ができる全国共通の電話番号です。

● 中央児童相談所 026-238-8010 [24時間]

● 松本児童相談所 0263-91-3370

● 飯田児童相談所 0265-25-8300

● 諏訪児童相談所 0266-52-0056

● 佐久児童相談所 0267-67-3437

児童福祉司や児童心理司などの専門職員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

[平日 8:30~17:15]

● 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

（長野県こども若者局こども・家庭課） 026-219-2413

児童虐待・DV（配偶者間暴力）に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。

[24時間]

● 長野県性暴力被害者支援センター

「りんどうハートながの」

（長野県こども若者局人権・男女共同参画課） 026-235-7123

性暴力被害にあわれた方を支援するための相談窓口です。

[24時間]

● 性犯罪被害ダイヤルサポート 110

（長野県警察本部内） ハートさん

0120-037-555 または #8103 性犯罪に関する被害の相談ができる全国共通ダイヤルです。[24時間 ※執務時間外は当直が対応]

子どもの非行などの問題行動

● 少年サポートセンター ヤングテレホン

警察本部 026-232-4970

長野中央警察署 026-241-0783

松本警察署 0263-25-0783

上田警察署 0268-23-0783

伊那警察署 0265-77-0783 少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に関する相談に応じています。

[警察本部：24時間 ※執務時間外は当直が対応]

[その他警察署：月～金 8:30～17:15]

● 警察安全相談（警察本部広報相談課）

026-233-9110 または #9110 犯罪等による被害の未然防止、DV（配偶者間暴力）、ストーカー被害等に関する相談に応じています。

[24時間]

● 法務少年支援センター長野

善光寺下の青少年心理相談室

(長野少年鑑別所内) 026-237-1123 非行問題を扱う専門機関として、心理の専門家などが相談に応じています。

[月～金 9:00～17:00]

人権の問題

● 子どもの人権 110番（長野地方法務局）

0120-007-110 人権擁護委員などが子どもの人

権に関わる様々な

相談に応じています。 [平日 8:30～17:15]

心の健康

● 長野県精神保健福祉センター

026-266-0280 心の健康や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期の精神保健に関わる相談、発達障がいやひきこもり等に関わる相談に応じています。 [平日 8:30～17:15]

思春期の子どもの発育・発達や健康

● 思春期相談

(県内の保健福祉事務所（）長野市保健所）医師、保健師、心理師などが心や体の健康相談に応じています。 [平日 8:30～17:15]

民間団体が実施している電話相談

● チャイルドライン

(長野県チャイルドライン推進協議会)

0120-99-7777 18歳までの子どもの声に耳をかたむけ、その心を受け止めたり相談に応じたりしています。

[毎日 16:00～21:00]

● 子育てひといきホットライン

(ながの子どもを虐待から守る会)

026-268-0008 子どもを虐待から守る、虐待をしないための相談

に応じています。

[火・木 10:00~14:00 土 10:00~12:00]

● いのちの電話

(社会福祉法人長野いのちの電話)

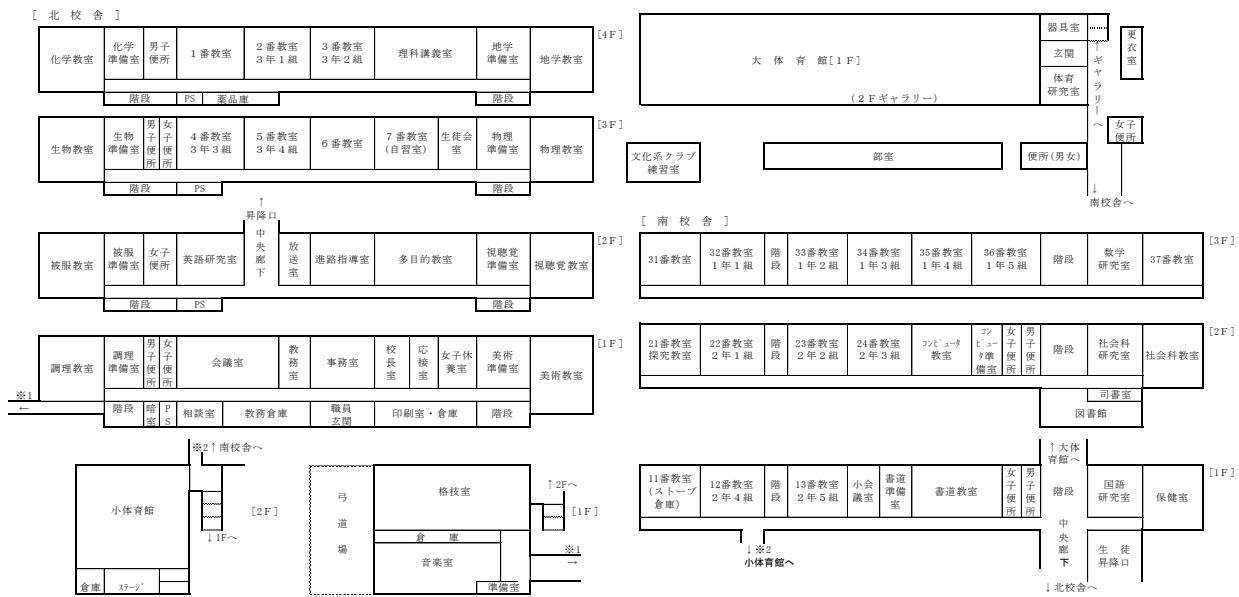
長野いのちの電話 026-223-4343

松本いのちの電話 0263-29-1414 誰にも相談できずに苦しんでいる人の悩みに応じています。 [毎日 11:00~22:00]

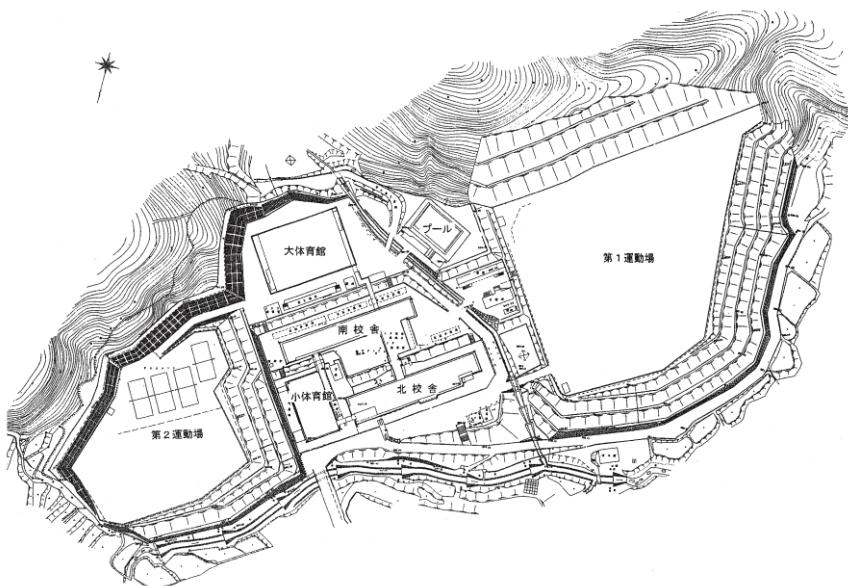
下諏訪町交番	0266-27-0110
岡谷警察署	0266-23-0110
諏訪警察署	0266-57-0110
茅野警察署	0266-82-0110
伊那警察署	0265-72-0110

2025年教室配置

教室配置図



校地内配置図



〒393-0025

諏訪郡下諏訪町武居北 7401

Tel 0266-28-7582

Fax 0266-26-1021

2025年4月1日発行

長野県下諏訪向陽高等学校生徒自治会不許複製

製作 下諏訪向陽高校生徒自治会